5　（略）

6　前項の事業計画には、次に掲げる事項を記載した図面を添付するものとする。この場合においては、第二項ただし書の規定を準用する。

一～四　（略）

7・8　（略）

（申請書に添付する書類）

第六条　（略）

2　法第四条の規定により一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者は、前項各号に掲げる書類について、第九条の二に規定する地域公共交通会議又は協議会における協議を経たときは、その添付を省略することができる。

3　法第八条第一項の一般貸切旅客自動車運送事業の許可の更新を受けようとする者は、第一項第二号及び第八号から第十一号までに掲げる書類の添付を省略することができる。

4・5　（略）

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃等の届出）

第九条　（略）

2　法第九条第四項の規定による運賃等の設定又は変更の届出に係る前項の届出書には、当該届出に係る運賃等について次条に規定する地域公共交通会議又は協議会において協議が調っていることを証する書類を添付するものとする。

3　（略）

（事業計画の変更の認可申請）

第十四条　（略）

2　前項の申請書には、第六条第一項に掲げる書類のうち事業計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。この場合においては、第四条第二項ただし書の規定を準用する。

3　（略）

第十五条の五　（略）

2　前項の届出書には、第六条第一項に掲げる書類のうち事業計画の変更に伴いその内容が変更されるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。この場合においては、第四条第二項ただし書の規定を準用する。

一・二　（略）

3　法第十五条の二第一項の国土交通省令で定める場合における同項の路線の休止又は廃止に係る事業計画の変更をしようとする一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項の届出書には、前項第二号の書類に代えて、当該路線の休止又は廃止が旅客の利便を阻害しない旨を証する書類を添付しなければならない。この場合においては、第四条第二項ただし書の規定を準用する。

（運行計画の届出等）

第十五条の十三　（略）

2　運行計画の設定又は変更（運行系統の変更に係る場合に限る。）の届出書には、運行系統図を添付しなければならない。この場合においては、第四条第二項ただし書の規定を準用する。

5　（略）

6　前項の事業計画には、次に掲げる事項を記載した図面を添付するものとする。

一～四　（略）

7・8　（略）

（申請書に添付する書類）

第六条　（略）

（新設）

2　法第八条第一項の一般貸切旅客自動車運送事業の許可の更新を受けようとする者は、前項第二号及び第八号から第十一号までに掲げる書類の添付を省略することができる。

3・4　（略）

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃等の届出）

第九条　（略）

2　法第九条第四項の規定による運賃等の設定又は変更の届出に係る前項の届出書には、当該届出に係る運賃等について次条に規定する地域公共交通会議又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第六条に規定する協議会（第九条の三第一項第二号から第五号に掲げる者を構成員に含むものに限る。以下単に「協議会」という。）において協議が調っていることを証する書類を添付するものとする。

3　（略）

（事業計画の変更の認可申請）

第十四条　（略）

2　前項の申請書には、第六条第一項に掲げる書類のうち事業計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。

3　（略）

第十五条の五　（略）

2　前項の届出書には、第六条第一項に掲げる書類のうち事業計画の変更に伴いその内容が変更されるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二　（略）

3　法第十五条の二第一項の国土交通省令で定める場合における同項の路線の休止又は廃止に係る事業計画の変更をしようとする一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項の届出書には、前項第二号の書類に代えて、当該路線の休止又は廃止が旅客の利便を阻害しない旨を証する書類を添付しなければならない。

（運行計画の届出等）

第十五条の十三　（略）

2　運行計画の設定又は変更（運行系統の変更に係る場合に限る。）の届出書には、運行系統図を添付しなければならない。